

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
の翌日  
の翌日)

## 鳥取県規則第三十四号

鳥取県鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号)

の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

### 第二条 削除

第十条に次の一項を加える。

4 前各項に規定する場合はほか、知事が公益上特に必要があると認めるときは、着陸料又は停留料を減免することができる。

第十条の次に次の一条を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第十一条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関

等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定に

より空港事務所長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に

掲げるとおりである。

一 条例第四条の規定による空港の施設の利用の届出の受理

二 条例第八条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃

の許可

三 条例第九条第二項の規定による空港に入場しようとする者の入場の

制限

四 条例第十条第二号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、

運搬、保管又は貯蔵の許可

五 条例第十条第四号の規定による裸火の使用の許可

六 条例第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な

## 目次

◇規則 鳥取県鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

◇告示 国民健康保険法第三十七条の規定による申出の受理の取消し

国民健康保険法による国民健康保険医の登録の取消し  
定期種畜検査の実施  
種畜証明書の有効期間の更新

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正  
保安林予定森林の一部を変更する旨の通知

共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約の認可  
町営土地改良事業計画の認可  
道路の位置の指定

◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴

◇公 告 昭和四十三年上期高圧ガス作業主任者試験の実施

## 規則

鳥取県鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事、石 破 二 朗

措置の命令(条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)

七 条例第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収(条例第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)

八 条例第十九条の規定による行為の制止又は空港からの退去その他必要な措置の命令

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二中土木出張所長の項の次に次のように加える。

空港事務所長

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- 一 第四条の規定による空港の施設の利用の届出の受理
- 二 第八条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可
- 三 第九条第二項の規定による空港に入場しようとする者の入場の制限
- 四 第十条第二号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可
- 五 第十条第四号の規定による裸火の使用の許可
- 六 第十四条の規定による許可の取消し又は原状回復その他必要な措置の命令(第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)

七 第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収(第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)

八 第十九条の規定による行為の制止又は空港からの退去その他必要な措置の命令

告 示

鳥取県告示第三百九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十八条の規定に基づき、次の療養取扱機関に係る同法第三十七条の規定による申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の取消しの年月日
大島 齒科医院	八頭郡船岡町船岡二七八の五	昭和四十三年四月一日

鳥取県告示第三百十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十九条の規定に基づき、次の国民健康保険法の登録を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 登録の記号及び番号 登録の取消しの年月日

大 島 隼 人 鳥国函 二六四 昭和四十三年四月一日

鳥取県告示第三百十一号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、昭和四十三年年度の定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年年度定期種畜検査日程

検査期	検査場	検査場	検査場	家畜の種類
五月十五日 午前九時三十分から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	乳牛、和牛、馬、めん羊、山羊、豚
五月十六日 午前九時三十分から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	
五月十七日 午後一時三十分から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
五月十八日 午前九時三十分から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	
五月十九日 午後一時三十分から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
五月二十日 午前九時三十分から	鳥取県種畜場 松谷	鳥取県種畜場 松谷	鳥取県種畜場 松谷	
五月二十一日 午後一時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	
五月二十二日 午前九時から	鳥取県種畜場 松谷	鳥取県種畜場 松谷	鳥取県種畜場 松谷	

午後十一時から

午後二時から

午後九時から

午後一時から

午前九時から

午後一時から

午後三時から

午前九時から

午後一時から

淀江町淀江

米子市吉岡  
西部家畜市場

鳥取県中小家畜試験場

西伯郡西伯町法勝寺  
法勝寺家畜検査場

岸本町岸本

日野郡溝口町溝口  
溝口家畜市場

江尾町江尾

日野町根雨

根雨

日南町生山

鳥取県告示第三百十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、昭和四十二年年度の定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書の有効期間を昭和四十三年年度の定期種畜検査の日まで延長する旨の通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月二十三日

日から施行する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 奈良県 静岡県 栃木県
- 宮城県 三重県 神奈川県 愛媛県 滋賀県 宮崎県 茨城県 石川県
- 金沢市 同県加賀市 同県愛知郡 千葉県東葛飾郡 岩手県胆沢郡
- 北海道旭川市 長崎県福江市 同県南松浦郡 群馬県前橋市 同県高崎市
- 熊本県玉名市 同県荒尾市 山梨県南巨摩郡 福井県三方郡 長野県伊那市

鳥取県告示第三百十四号

昭和四十二年十一月鳥取県告示第七百六十四号をもつて告示した保安林予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「字唐川谷二〇四の一から二〇四の二六まで、二〇四の二八から二〇四の三一まで」を「字唐川谷二〇四の一から二〇四の二六まで」に、「字菫蒲谷二〇七、字大清水二〇四の二七」を「字菫蒲谷二〇七」に改める。

鳥取県告示第三百十五号

昭和四十二年十二月十一日付けで東伯郡東伯町大字槻下九九六番地の一

八山崎勇ほか八十人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十三年四月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十六号

昭和四十三年二月二十九日付けで、八東町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年四月五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十三日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市東福原三番地 河津 好 江	米子市東福原 字荒神北三番の二の二部	幅員 四・〇〇メートル
"	三番の三の一部	延長 七七・〇〇メートル
"	三番の三地先農道	
"	字屋敷通西三番の二	

氏 名	生年月日	住 所	職	業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委 嘱 年 月 日
下 田 三子夫	明治三、四、五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）		宅 （鳥取）三一六六七	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二七
椋 貞 男	明治四、五、三	鳥取市寿町二五	日本赤十字社鳥取県支部事務局長 鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	社 （鳥取）三一四六六 宅 （鳥取）三一四六六		あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長	昭元、二五

鈴木敬直	大八、一六	鳥取市立川町一丁目三四の一	鳥取商工会議所専務理事	(鳥取)三二四七 (鳥取)三一四六 (鳥取)三一六六	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 株式会社日立製作所人事課勤務 鳥取県経営者協会常務理事	昭四、七、八
松浦武儀	明三、一〇、一七	鳥取市二階町三丁目二一八	鳥取家具工業株式会社取締役社長	(鳥取)三一四六 (鳥取)三一四〇	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県立第一中学校教諭	昭三、二、二七 昭三、二、二七 (退) (任)
鈴木実	大九、八、二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一八四 (鳥取)三一〇三	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 日本海新聞社取締役、論説委員長	昭三、三、二六
清水英雄	明六、三、七	鳥取市東品治町六	大同木材工業株式会社取締役副社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一五九 (鳥取)三一三三 (鳥取)三一三五	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県地方木材株式会社参事、 総務部長	昭三、二、二六 昭三、二、二六 (退) (任)
徳沢義夫	大二、二、二	鳥取市古海一八	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会 議長	(鳥取)三一三六	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県議會議員	昭三、三、二六
北尾才智	大五、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部 特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三六 (鳥取)三一三九	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県労働組合協議会東部地区協 議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長	昭三、三、二六
黒田仙三	大三、三、二	倉吉市米田一七	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三二 (倉吉)二一四〇	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 中国電力労働組合倉吉支部委員長	昭三、九、二六
谷口富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一、六一〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会 事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三九	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 国鉄労働組合米子地方本部執行 委員	昭三、三、三
田中蓬篤	大二、一、七	鳥取市葛浦四五	鳥取大学助教	(鳥取)六一〇三 (鳥取)三一五九	あつせん員候補者	昭四、四、三
四宮守正	明六、一〇、一	鳥取市金沢一一	日本海新聞社論説委員長	(鳥取)三一四〇 (鳥取)三一三三 (鳥取)三一三三	あつせん員候補者 鳥取県立鳥取農業高等学校校長	昭四、四、三

宇田輝正	本城正道	尾平正義	上原隼三	米田光好	由谷武之	井上武	河崎巖	磯江末夫	黒川頭憲	北岡義尊
明四〇、二、六	明四三、一、六	明三〇、二、一〇	明三三、八、二九	明四四、一、一〇	大六、七、三	大二、六、三	大二〇、三、四	大二、六、三	明七、三、三	大五二、二、六
米子市博労町四丁目一六四	米子市寺町四〇	日野郡日野町福長九〇四	米子市西町一六	倉吉市鴨河内一〇二二	倉吉市余戸谷町二九九一の一	倉吉市駄経寺二四五	倉吉市上井町二丁目二四の九	東伯郡羽合町田後三四八の二	倉吉市巖城一二〇八	倉吉市仲之町七六一
鳥取県労働相談員	法蔵寺任職	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	弁護士 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	神鋼機器工業株式会社総務部長	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県議会議員	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局長 羽合町議会議員 国鉄動力車労働組合米子地方本部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	私立倉吉北高等学校校長	北岡病院院長 鳥取県地方労働委員会委員
(所) 米子) 二一七四〇	(宅) 米子) 二二〇四	(宅) 黒坂) 一 查	(宅) 米子) 二一四七五	(宅) 倉吉) 二二五二 (社) 倉吉) 二二三七五	(宅) 倉吉) 二一五〇 (社) 倉吉) 二一六三	(組合) 倉吉) 二一六〇	(宅) 倉吉) 二一三〇	(地評) 倉吉) 二一三三	(宅) 倉吉) 二一六〇 (学校) 倉吉) 二一五五	(院) 倉吉) 二一三七六 (宅) 倉吉) 二一五〇
あつせん員候補者 米子市立成美小学校校長	あつせん員候補者 米子市教育委員会委員	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県立米子南高等学校校長	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 函館地方裁判所判事	あつせん員候補者	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 ヒシクラ醤油株式会社専務取締役	あつせん員候補者	あつせん員候補者 鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 国鉄動力車労働組合上井支部委員長	あつせん員候補者 鳥取県立米子工業高等学校校長	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 北岡病院副院長
昭四一、四、二	昭四〇、一、一四	昭四〇、八、三	昭四三、三、八	昭三三、二、三六	昭三〇、三、三	昭三〇、三、三六	昭三〇、三、三六 昭三〇、九、二六 昭三〇、二、二五 (退) (任)	昭三〇、一、二五	昭三〇、一、二五	昭三三、三、八

山内常雄	山本愛吉	前田之光	永川重幸	安部三代治	小林繁	松田正雄	井上昭夫	桑村治雄	砂口岩雄
大正一〇、九	大正一、一	大正三、三〇	明三、一、二	明三、一〇、一	大正、七、二四	明三、三、〇	昭三、三、三六	大正、一、三	昭六、三、三
六 鳥取市江崎一〇	四 鳥取市卯垣一五	八頭郡船岡町上野二二三	〇 米子市旗ヶ崎一〇二九ノ三	二 米子市久米町三	五 米子市久米町四	七 米子市紺屋町二	日 米子市車尾一五〇〇 六 社宅ルの一	中 西伯郡西伯町字五九八	二 米子市旗ヶ崎五四の一八
鳥取県地方労働委員会事務局主査兼調整課長	鳥取県地方労働委員会事務局次長 審査課長事務取扱	鳥取県地方労働委員会事務局長	電気商事株式会社代表取締役	山陰石油株式会社取締役 鳥取県経営者協会顧問	米子機工株式会社社長 株式会社米子鉄工所専務 鳥取県地方労働委員会委員	米子瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	日本パルプ労働組合米子支部執行委員	鳥取県労働組合総評議会議長 国鉄労働組合米子地方本部執行委員長	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局長 米子市議会議員 鳥取県地方労働委員会委員
(事務局) (鳥取) 三二六〇	(事務局) (鳥取) 三二六〇 (宅呼) (鳥取) 三二六九	(事務局) (鳥取) 三二六八 (宅) (郡家) 二一〇三九	(社) (米子) 三二四九	(社) (米子) 二一三七 (宅) (米子) 二一七五	(社) (米子) 九〇三三 (宅) (米子) 九〇六一 (宅) (米子) 二一四四	(社) (米子) 二一三八 (宅) (米子) 二一三九	(社) (米子) 三二五二	(組合) (米子) 二一五七	(地評) (米子) 三二四三 (宅) (米子) 三二四六
あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	鳥取県農林部主査	あつせん員候補者 鳥取県大阪事務所長	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 米子市議会議員	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県経営者協会副会長	鳥取県地方労働委員会委員	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 米子瓦斯株式会社専務取締役	あつせん員候補者 鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会常任幹事	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員	あつせん員候補者 鳥取県地方労働委員会委員 米子市議会議員
昭六、九、三	昭四、三、五	昭四、三、三	昭七、三、六	昭七、九、七	昭四、一、四	昭三、三、六	昭四、四、三	昭三、三、六	昭六、一、三



# 公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和43年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年4月23日

鳥取県知事 石 破 二 期

## 1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令	9時30分から10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から12時10分まで
第3種冷凍機械主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時から15時まで
	高圧ガスの取締りに関する法令	9時30分から10時30分まで
冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術		10時40分から12時10分まで

## 2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和43年5月26日（日曜日）
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

## 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

## 5 受験願書の提出期間

昭和43年5月1日から昭和43年5月11日まで

## 6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。